

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 30日

福島市長 様

提出者

住 所 福島市大森字下原田25番地

社会福祉法人恩賜財団済生会支部  
氏 名 福島県済生会済生会福島総合病院  
院長 星野 豊

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 024-544-5171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会済生会福島総合病院
事業場の所在地	福島市大森字下原田25番地
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	病床数 216床
③ 従業員数	308名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	図1

(日本工業規格 A列4番)

## (第2面)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

図2

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物			
		排 出 量	170. 628 t	t	
(これまでに実施した取組)					
②計画	・院内感染性廃棄物のラウンド実施による適正分類の徹底を行った。				
	【目標】				
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物			
		排 出 量	150. 000 t	t	
(今後実施する予定の取組)					
・継続してラウンドを定期的に実施する。分別の見えるか等を検討。					

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	特別管理産業廃棄物と産業廃棄物（非感染性）との分別の区分により発生段階での分別を実施する。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	現状に同じ。

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物			
		自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	t	
(これまでに実施した取組)					
感染の恐れがあるため行っていない。					
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物			
		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t	
(今後実施する予定の取組)					
感染の恐れがあるため行っていない。					

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（5年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物			
		自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t	
		自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	t	
(これまでに実施した取組)					
行っていない。					
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物			
		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t	
		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	t	
(今後実施する予定の取組)					
現段階で計画はない。					

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
①現状	自ら埋立処分を行つた量	— t		t
	特別管理産業廃棄物の量			
		(これまでに実施した取組)		
		行っていない。		
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
②計画		自ら埋立処分を行う量	— t	t
		特別管理産業廃棄物の量		
		(今後実施する予定の取組)		
		現段階で計画はない。		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
①現状	全処理委託量	170.628	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t		t
	再生利用業者への処理委託量	— t		t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t		t
		(これまでに実施した取組)		

## (第5面)

		【目標】			
②計画		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
		全処理委託量	150.000 t	t	
		優良認定処理業者への 処理委託量	— t	t	
		再生利用業者への 処理委託量	— t	t	
		認定熱回収業者への 処理委託量	— t	t	
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	t	
		(今後実施する予定の取組)			
		現在の委託方法より変更する予定はない。			
電子情報処理組織の使用 に関する事項		【前年度（令和5年度）実績】			
		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	170.628	t	
		(今後実施する予定の取組等)			
		令和2年11月より運用開始。			
※事務処理欄					

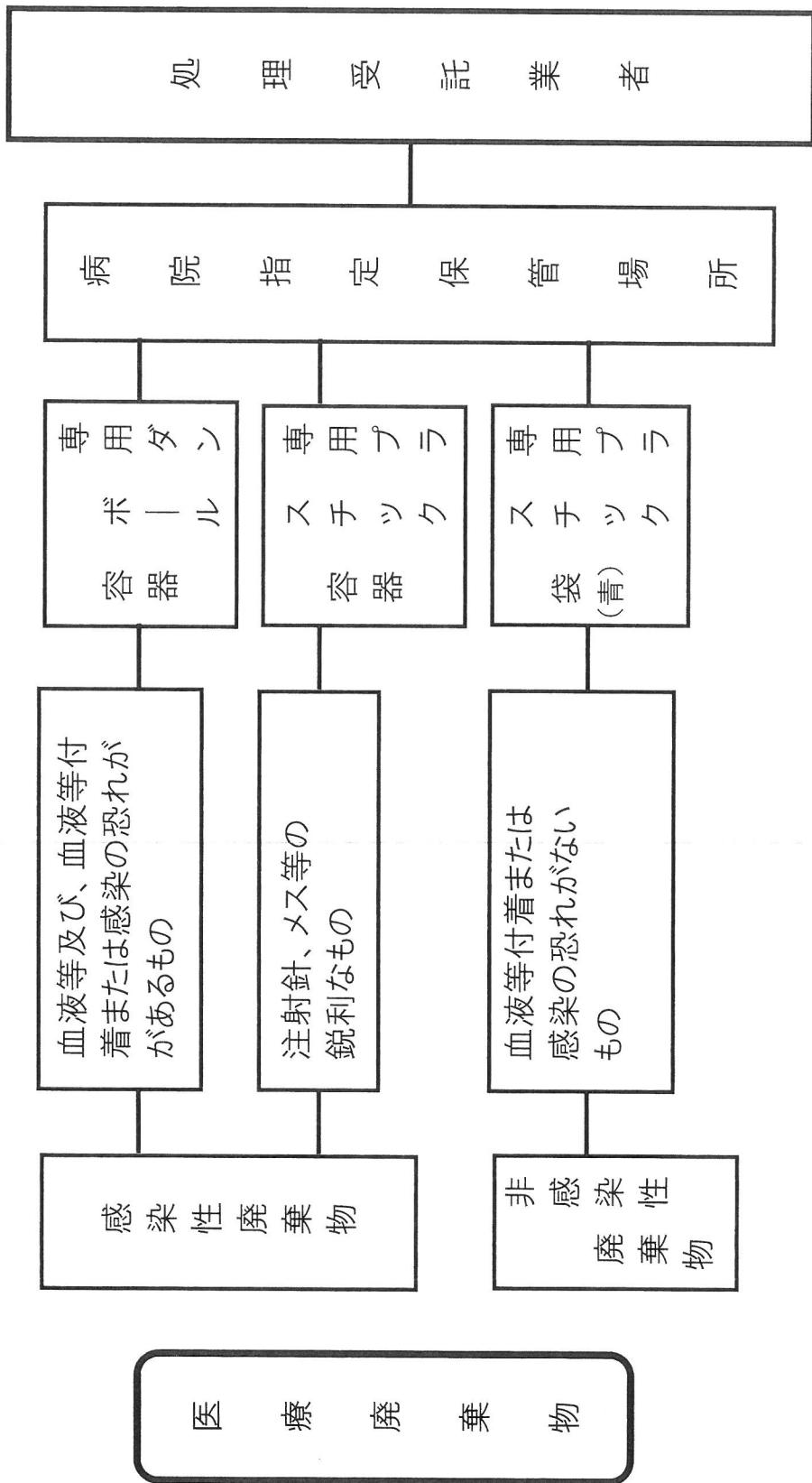
(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

図 1

## (4) 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



## 廃棄物基本体系

廃棄物の基本体系	分類	内 容	病院内 分類処理	院外への搬出形態	院外処理	
					方法	事業体
鋭利なもの	血液付着の有無に 関係なく全て	注射針、メス、剃刃、破損したガラス 器具等で危険なものの容器（アンプル等）	ボリ容器 20㍑	週5回 焼却	日東産業（株） →（株）まるさセンター	
特別管理 産業廃棄物	1.血液などの付いた固体物	注射筒、点滴セット、血沈用チューブ、 透析器具、血液等が付着したディスポ製品、ガーゼ、脱脂綿、包帯、検査用試験管等（MRSA患者に使用した上記部質）	ボリ容器 20㍑	週5回 焼却	日東産業（株） →（株）まるさセンター	
	2.血液などの付いた汚物	(1) 手術の際の臓器、組織等 (2) 2の廃棄物のうち、臭気がする等のため直ちに処理した法が良いと認められるもの	ダンボール箱 40㍑	週5回 焼却	日東産業（株） →（株）まるさセンター	
	3.血液などの付いた液状物	分娩時の胎盤、アウス時の内容物等 紙オムツ、ナプキン、尿コップ、 創部処置ガーゼ、綿球、汚染手袋 内診処置シーツ、ドレナージバッ ク、バルンカテーテル、サクショ ンチューブ、MRSA患者の汚物等	血液、血清、血漿、体液、血液製剤、 組織液、腹水、口腔、胃の吸引物	半透明 青ビニール袋	日東産業（株） →（株）二瓶商店 (株)まるさセンター	
産業廃棄物 (非感染性)		空バイアルびん、空点滴ボトル、空薬品びん、ギブス片、 包装用品でプラスチック製又はビニール製のもの、血液 などのつかないもの（包帯、脱脂綿、ガーゼ、バルン カテーテル）	空かん、新聞紙、ダンボール・雑誌等	週3回 破砕	日東産業（株）	
一般廃棄物	資源物	一般家庭で出るものと同様のもの	透明 ビニール袋	週3回 再生	日東産業（株）	
	可燃物	生ゴミ・可燃物・おむつ等一般家庭で 出るものと同様の可燃物	透明 ビニール袋	週5回 焼却	日東産業（株） 福島市 →（あらかわクリーンセンター）	

# 管理体制図 図 2

## 3. 感染対策組織図

緊急時の感染対策

通常の感染制御業務

院内全体の通常の感染対策

